

社会福祉法人 銀嶺 役員等費用弁償支給に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人銀嶺（以下「法人」という）の役員等が法人の業務のためその求めに応じて出向いた場合に支給する費用弁償額及び支給方法について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事、監事、評議員をいう。

(費用弁償額)

第3条 費用弁償額は日当、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、宿泊料とし、その額は次の通りとする

ただし、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、同一日に評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償は支給しない。

また、施設の職員を兼務する理事、評議員については会議等の参加については支給しない。

(1) 日当 5,000円

(2) その他 原則として費用弁償とし、これによらないときは旅費規程等の定める額

(支給の方法)

第4条 支給については給与規程、旅費規程を準用するものとする。

附則

この規程は平成30年4月1日から適用する。